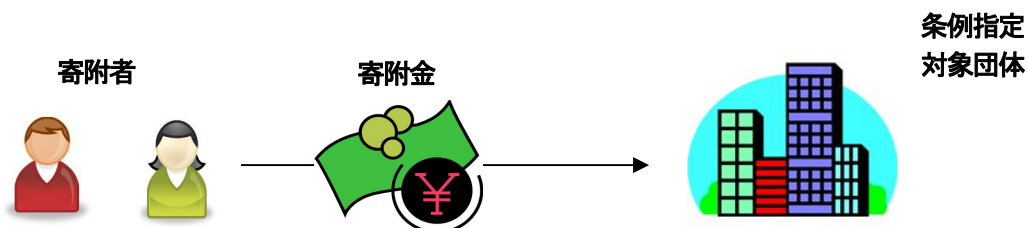


① 条例指定対象団体への寄附



② 寄附先（条例指定対象団体）から領収書などを受け取る



- ①で寄附を行った際に、寄附先からもらった領収書は、控除を受けるための申告に必要ですから、大切に保管しておいてください。
- 寄附先が地方独立行政法人、学校法人の場合は、控除を受けるためには「特定公益増進法人である旨の証明書（写）」が必要です。

③ 寄附金控除に関する申告



- 1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に確定申告を行ってください。
(注) 確定申告の方法や様式については、「国税庁のホームページ」などを参照するほか、最寄りの税務署などへお問い合わせください。

- 確定申告の際に、②で受け取った領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

(注) 所得税の電子申告 (e-Tax) を利用する場合、領収書の添付は省略することができます。(ただし、5年間自ら保存することが必要です。)

(注) このほか、住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、住所地の市区町村に住民税の申告を行うことも可能です。ただし、この場合、所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。

以上で必要な手続きは完了です。